

平成 21 年 3 月 23 日  
危機管理室安全・安心担当課

## 火災・水災害時における民間収容施設の宿泊期間について

火災や水災害などにより自宅で過ごすことができなくなった区民に、収容場所として民間宿泊施設を提供し、応急救護を実施している。この宿泊期間を変更する。

### 記

#### 1 変更内容

- (1) 被災の日から 2 日までの宿泊期間を、3 日目が休日（土・日・祝日等）の場合は休日明けまで延長し、区が宿泊費を負担して収容する。
- (2) (1) の期間を超えて民間宿泊施設の宿泊を希望する場合、被災者が負担する宿泊料金は、被災の日から 7 日目まで、区の契約料金と同額とする。

#### 2 宿泊期間変更等の理由

##### (1) 宿泊期間の変更について

金融機関や行政機関等が休日であることから、被災者が生活の場を確保するのに十分な相談や手続き等ができないことがあるため。

##### (2) 協定料金の設定について

事情により引き続き宿泊を希望する被災者に対応するため。

#### 3 変更日

平成 21 年 4 月 1 日